第1384号
受付
22.1.26
小郡三井医師会

福県医発第1933号（地）
平成２２年　１月２５日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　横倉義武
（公印省略）

船員保険の保険者番号等の設定及び被保険者証の取扱い等について

新春の候、貴職ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、船員保険制度については、社会保険庁の廃止に伴い、健康保険相当分（職務外疾病部門）と船員労働の特性に応じた独自給付については、全国健康保険協会がその保険者（運営主体）とされております。本改正に伴い、船員保険の保険者番号が新たに新設され、また診療報酬請求書等の記載要領等の一部が下記のように変更された旨、日本医師会より別添のとおり通知が参りました。

また、本改正に伴い、再審査等請求書に係る記載方法が下記のとおり一部変更された旨、福岡県社会保険診療報酬支払基金より別添のとおり通知が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知頂くとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、

１）今回の改正により、労災保険相当分（職務上疾病・年金部分）については、労災保険制度に統合されておりますが、こちらについては、平成21年12月22日付け福県医発第1727号（地）にてすでにご連絡しております。

２）支払基金より各保険医療機関に対し直接別添の文書が送付されます。

記

「診療報酬請求書」等について

１．保険者番号

0	2	1	3	0	0	1	1

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　毛利康茂
医療保険副担当理事　島田昇二郎
会長　丸山　泉

２．被保険者証の記号及び番号

① 記号

船舶所有者ごとに設定した10桁の番号とする。ただし、疾病任意継続被保険者は88で始まる10桁の番号とする。

② 番号

被保険者ごとに設定した最大７桁の番号とする。

３．経過的な取扱い

① 既に船員保険に加入している者については、被保険者証及び被扶養者証の切替えを行うこととしているが、切替えが完了する日までは、これまでの社会保険庁が交付した被保険者証及び被扶養者証が引き続き有効とする経過措置が講じられる。（新証への切替えは、平成22年３月以降を予定しており、被保険者証及び被扶養者証ごとにカード形式のものが交付される予定となっている。）

② 切替えを行った月の請求は、新証の番号でも旧証の番号でもどちらでも良いが、レセプトについては１枚に統一する。

「再審査等請求書」について

１．再審査等請求書

数字のみ10桁の場合については、「記号」欄に先頭１桁目から８桁目を記載し、下２桁の記載は不要。

２．再審査等請求書（OCR読取用）

数字のみ10桁の場合については、「記号」の「漢字・英・数・カナ混在」欄に先頭１桁目から８桁目を記載し、下２桁の記載は不要。

３．記載例

別添、社会保険診療報酬支払基金通知文のとおり。

日医発第894号（保186）
平成22年1月19日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
唐澤祥人

船員保険の保険者番号等の設定及び被保険者証の取扱い等について

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の一部が平成22年1月1日より施行され、船員保険制度が改正されました。

これまで船員保険制度については社会保険庁によって運営されておりましたが、今般、社会保険庁が廃止されたことに伴い、健康保険相当部分（職務外疾病部門）と船員労働の特性に応じた独自給付については、今回の改正により、全国健康保険協会がその保険者（運営主体）とされております。

これにより船員保険の保険者番号等が新たに設定され、また診療報酬請求書等の記載要領等の一部が下記のように変更されましたので、お知らせ申し上げます。

なお、今回の改正により、労災保険相当部分（職務上疾病・年金部門）については、労災保険制度に統合されておりますが、こちらにつきましては、「船員保険と労災保険の統合に係る周知について」（平成21年12月16日（保172））にてご案内済みであることを申し添えます。

記

Ⅰ　保険者番号等の設定について（添付資料1を参照）

1．保険者番号

船員保険の保険者番号については、法別番号（2桁）、都道府県番号（2桁）、保険者番号（3桁）及び検証番号（1桁）の計8桁の算用数字を組み合わせたものになるが、今後、船員保険は、全国健康保険協会本部（東京都）において全国の被保険者を取り扱うため、具体的には次の番号に統一される。

・船員保険の保険者番号

0	2	1	3	0	0	1	1

2．被保険者証の記号及び番号

従来、漢字、アルファベット及びひらがなを用いていたが、すべて数字化し、次の組合せとする。

(1)　記号

船舶所有者ごとに設定した 10 桁の番号とする。ただし、疾病任意継続被保険者は 88 で始まる 10 桁の番号とする。

(2)　番号

被保険者ごとに設定した最大７桁の番号とする。

3．経過的な取扱い

(1)　既に船員保険に加入している者については、被保険者証及び被扶養者証の切替えを行うこととしているが、切替えが完了する日までは、これまでの社会保険庁が交付した被保険者証及び被扶養者証が引き続き有効とする経過措置が講じられる。（新証への切替えは、平成 22 年３月以降を予定しており、被保険者及び被扶養者ごとにカード形式のものが交付される予定となっている。）

(2)　切替えを行った月の請求は、新証の番号でも旧証の番号でもどちらでもよいが、レセプトについては１枚に統一する。

Ⅱ．診療報酬請求書等の記載要領等の一部改正（添付資料２を参照）

全国健康保険協会が新たな船員保険制度の保険者（運営主体）とされ、また労災保険相当部分（職務上疾病・年金部門）が労災保険制度に統合されたことに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年８月７日保険発第 82 号）等の一部が改正された。

Ⅲ．「再審査等請求書」に係る記載方法の一部変更（添付資料３を参照）

被保険者証の記号が数字化（10 桁）されたことに伴い、支払基金より「再審査等請求書」に係る記載方法に関する事務連絡が発出されている。

以上

（添付資料）

1．「保険者番号等の設定について」の一部改正について

（平 21．12．28　保発 1228 第 4 号　厚生労働省保険局長通知）

※上記通知中に、（別添）として、「全国健康保険協会へ移管する船員保険の保険者番号等の設定について」（平 21．12．7　庁保険発第 1207001 号　社会保険庁運営部企画課長通知）を含む。

2．「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

（平 21．12．28　保医発 1228 第 3 号　厚生労働省保険局医療課長通知）

3．「再審査等請求書」に係る記載方法の一部変更について（お願い）

（平 21．12．21　社会保険診療報酬支払基金 事務連絡）

添付資料1

保発１２２８第４号
平成２１年１２月２８日

地方厚生（支）局長
都道府県知事
} 殿

厚生労働省保険局長

「保険者番号等の設定について」の一部改正について

標記について、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第３０号）の一部が平成２２年１月１日より施行され、船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなることに伴い、別紙のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

別紙

1　1の(2)を次のように改める。

（2）船員保険

船員保険の保険者番号については、平成２１年１２月７日庁保険発第１２０７００１号によって定められた保険者番号をもって船員保険の保険者番号とすること。

2　別添の第１の４中「社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあっては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに社会保険庁が」を「厚生労働省保険局が」に改める。

3　別添の第１の６中「、社会保険庁長官、都道府県知事」を「、厚生労働省保険局、都道府県知事、地方厚生（支）局」に改める。

（参考）

「保険者番号等の設定について」（昭和51年８月７日保発第４５号）の一部改正について

改　正　後	改　正　前
１　保険者番号の設定について （２）　船員保険 船員保険の保険者番号については、平成２１年１２月７日庁保険発第１２０７００１号によって定められた保険者番号をもって船員保険の保険者番号とすること。	１　保険者番号の設定について （２）　船員保険 船員保険の保険者番号については、船員保険事務を取り扱う社会保険事務所（地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあっては当該地方社会保険事務局を含む。）ごとに、昭和51年６月17日庁文発第1781号通知別添参考「別に通知する日から使用する被保険者証等の課所名のうえに付する符号一覧」により示された符号をもって船員保険の保険者番号とすること。
別添 第１　保険者番号	別添 第１　保険者番号
４　保険者（市町村）別番号は、協会管掌健康保険にあっては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあっては厚生労働省保険局が、国民健康保険にあっては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあっては健康保険組合（社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。）ごとに地方厚生（支）局が、後期高齢者医療にあっては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあっては各主管官庁が定める番号とする。	４　保険者（市町村）別番号は、協会管掌健康保険にあっては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあっては社会保険事務所（地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあっては当該地方社会保険事務局を含む。）ごとに社会保険庁が、国民健康保険にあっては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあっては健康保険組合（社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。）ごとに地方厚生（支）局が、後期高齢者医療にあっては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあっては各主管官庁が定める番号とする。

6　保険者番号の管理は、厚生労働省保険局、都道府県知事、地方厚生（支）局、後期高齢者広域連合又は主管官庁において行うものとし、保険者番号の設定変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金及び当該保険者等に対して速やかに連絡するものとする。ただし、国民健康保険にあっては、都道府県知事から所在地の国民健康保険団体連合会及び当該保険者等に対して速やかに連絡するものとし、後期高齢者にあっては、後期高齢者広域連合から社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して速やかに連絡するものとする。	6　保険者番号の管理は、社会保険庁長官、都道府県知事、後期高齢者広域連合又は主管官庁において行うものとし、保険者番号の設定変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金及び当該保険者等に対して速やかに連絡するものとする。ただし、国民健康保険にあっては、都道府県知事から所在地の国民健康保険団体連合会及び当該保険者等に対して速やかに連絡するものとし、後期高齢者にあっては、後期高齢者広域連合から社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して速やかに連絡するものとする。

（別添）

庁保険発第1207001号
平成２１年１２月 ７ 日

地方社会保険事務局長　殿

社会保険庁運営部企画課長
（公　印　省　略）

全国健康保険協会へ移管する船員保険の保険者番号等の
設定について

標記については、平成２２年１月１日より下記のとおり実施することとしたので、貴管下社会保険事務所へ周知されたい。

記

１．保険者番号

全国健康保険協会（以下「協会」という。）が管掌する船員保険の保険者番号の設定については、次のとおり、法別番号２桁、都道府県番号２桁、保険者別番号３桁及び検証番号１桁の計８桁の算用数字を組み合わせたものとする。

（１）法別番号（２桁）

船員保険は「０２」とする。

（２）都道府県番号（２桁）

船員保険は、協会本部（東京都千代田区）において全国の被保険者を取り扱うこととしているため「１３」とする。

（3）保険者別番号（3桁）

「001」とする。

（4）検証番号（1桁）

検証番号は、次により算出した番号とする。

① 法別番号、都道府県番号及び保険者別番号の各数の末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。

② ①で算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和とする。

③ 10と②で算出した数字の下1桁の数との差を求め、これを検証番号とする。

（5）船員保険の保険者番号

0	2	1	3	0	0	1	1

法別番号	都道府県番号	保険者別番号	
0　2	1　3	0　0　①	←起点
×　×	×　×	×　×　×	
2　1	2　1	2　1　2	
0＋2	＋2＋3	＋0＋0＋2	＝9

10 － 9 ＝ [1] ･･･検証番号

2．被保険者証の記号及び番号

被保険者証の記号及び番号については、従来、漢字、アルファベット及びひらがなを用いていたが、すべて数字化し、次の組み合わせとする。

（1）記号

船舶所有者ごとに設定した10桁の番号とする。ただし、疾病任意継続被保険者は88で始まる10桁の番号とする。

（2）番号

被保険者ごとに設定した最大7桁の番号とする。

3．経過的な取扱い

平成22年1月以降、協会から新たに交付される被保険者証については、

上記のとおり新たな保険者番号等が設定される（被保険者証のイメージは別添参照。）。

既に船員保険に加入している者については、被保険者証及び被扶養者証の切替を行うこととしているが、切替が完了する日までは、従前の国（社会保険庁）が交付した被保険者証及び被扶養者証（以下「旧被保険者証等」という。）が引き続き有効とする経過措置を講ずることとしている。このため、旧被保険者証等で受診した加入者については、旧被保険者証等の記号及び番号で取り扱うものとする。

（別添）

船員保険被保険者証カードの様式(イメージ)

【強制被保険者】

（被保険者）

本人（被保険者）

船員保険
被保険者証

平成22年1月4日 交付

記号 1234010203　番号 1234567

センボ タロウ

氏名　船保　太郎

生年月日　昭和49年5月24日　性別 男

資格取得年月日　平成22年1月1日

船舶所有者住所　○○市 ○○町 ○－○

船舶所有者氏名　○○ 株式会社

保険者番号

保険者名称　全国健康保険協会 船員保険部

保険者所在地　○○区○○町○－○－○

印

（被扶養者）

家族（被扶養者）

船員保険
被保険者証

平成22年1月4日 交付

記号 1234010203　番号 1234567

センボ ハナコ

氏名　船保　花子

生年月日　昭和50年10月22日　性別 女

認定年月日　平成22年1月1日

被保険者氏名　船保 太郎

船舶所有者住所　○○市 ○○町 ○－○

船舶所有者氏名　○○ 株式会社

保険者番号

保険者名称　全国健康保険協会 船員保険部

保険者所在地　○○区○○町○－○－○

印

【疾病任意継続被保険者】

（被保険者）

本人（被保険者）

船員保険
被保険者証

平成22年1月4日 交付

記号 8800000000　番号 1234567

センイン タロウ

氏名　船員　太郎

生年月日　昭和49年5月24日　性別 男

資格取得年月日　平成22年1月1日

疾病任意継続被保険者

資格喪失予定年月日　平成24年1月1日

保険者番号

保険者名称　全国健康保険協会 船員保険部

保険者所在地　○○区○○町○－○－○

印

（被扶養者）

家族（被扶養者）

船員保険
被保険者証

平成22年1月4日 交付

記号 8800000000　番号 1234567

センイン ハナコ

氏名　船員　花子

生年月日　昭和50年10月22日　性別 女

認定年月日　平成22年1月1日

被保険者氏名　船員 太郎

疾病任意継続被扶養者

資格喪失予定年月日　平成24年1月1日

保険者番号

保険者名称　全国健康保険協会 船員保険部

保険者所在地　○○区○○町○－○－○

印

【一般被保険者・疾病任意継続被保険者　共通】

被保険者証（裏面）

注意事項　診療を受けようとするときには、この証をその健康保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所

備考

※　以下の欄に関係機関に関する意見を表示する欄として使用できます。記入する場合は、該当する1～3の番号を○で囲んだ上で提供したい意見を○で囲んで下さい。

1　私は、[illegible]、[illegible]、[illegible]の為に○で囲んだ意見を提供します。
（×をつけた意見は提供しません。）
心臓・腎・肝臓・胃腸・肺臓・小腸・[illegible]・その他（　　）

2　私は、[illegible]、[illegible]の為に○で囲んだ意見を提供します。
（×をつけた意見は提供しません。）
胃腸・肺臓・[illegible]・その他（　　）

3　私は、意見を提供しません。

《自筆署名》　　《署名年月日》　年　月　日

写

添付資料2

保医発１２２８第３号
平成２１年１２月２８日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

標記について、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第３０号）の一部が平成２２年１月１日より施行され、船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなることに伴い、下記の通知の一部を別紙１及び別紙２のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

記

別紙１　「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年８月７日保険発第82号）の一部改正について

別紙２　「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年３月30日保医発第0330008号）の一部改正について

別紙１

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年８月７日保険発第82号）の一部改正について

１　別紙１のⅡの第１の３中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。

２　別紙１のⅡの第１の７の（３）中「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。）」に改める。

３　別紙１のⅡの「第２の２」の１の（２）中「７の（２）及び（３）中」を削り、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。）」に改める。

４　別紙１のⅡの第３の２の（５）を次のように改める。

（５）　「保険者番号」欄について

ア　設定された保険者番号８桁（国民健康保険については６桁）を記載すること（別添２「設定要領」の第１を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

イ　公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

５　別紙１のⅡの第３の２の（７）中「、船員保険被扶養者証」を削る。

６　別紙１のⅡの第３の２の（１２）中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。」を「「１　職務上」、「２　下船後３月以内」又は「３　通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「１　職務上」及び「３　通勤災害」については、災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。」に改める。

７　別紙１のⅡの第３の２の（１３）の表中「船員保険法第28条ノ３第１項第３号及び第31条ノ２第２項第１号ニ」を「船員保険法第55条第１項第３号及び第76条第２項第１号ニ」に改める。

８　別紙１のⅡの第３の２（３３）のイの（ア）を次のように改める。

（ア）　船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。

9　別紙１のⅢの第２の３中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。

10　別紙１のⅢの第２の６の（２）中「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。）」に改める。

11　別紙１のⅢの第２の２の１の（２）中「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。）」に改める。

12　別紙１のⅢの第３の２の（５）を次のように改める。

（５）　「保険者番号」欄について

ア　設定された保険者番号８桁（国民健康保険については６桁）を記載すること（別添２「設定要領」の第１を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

イ　公費負担医療単独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

13　別紙１のⅢの第３の２の（７）中「、船員保険被扶養者証」を削る。

14　別紙１のⅢの第３の２の（１１）中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当する番号を○で囲むこと。」を「「１　職務上」、「２　下船後３月以内」又は「３　通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「１　職務上」及び「３　通勤災害」については、災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。」に改める。

15　別紙１のⅢの第３の２の（３１）のアを次のように改める。

ア　船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。

16　別紙１のⅣの第１の３中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。

17　別紙１のⅣの第２の２の（５）を次のように改める。

（５）　「保険者番号」欄について

ア　設定された保険者番号８桁（国民健康保険については６桁）を記載すること（別添２「設定要領」の第１を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

イ　公費負担医療単独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

18　別紙１のⅣの第２の２の（１１）中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。」を「「１　職務上」、「２　下船後３月以内」又は「３　通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「１　職務上」及び「３　通勤災害」については、災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。」に改める。

19　別紙２の第２の３を次のように改める。

３　「保険者番号」欄について

（１）　設定された保険者番号８桁（国民健康保険については６桁）を記載すること（別添２「設定要領」の第１を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

（２）　公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

（３）　月の途中において保険者番号の変更があった場合は「備考」欄に変更後の保険者番号を記載すること。

20　別紙２の第２の４中「、船員保険被扶養者証」を削る。

21　別紙２の別添２の４中「、船員保険にあっては社会保険事務所（地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあっては当該地方社会保険事務局を含む。）ごとに社会保険庁が」を「、船員保険にあっては厚生労働省保険局が」に改める。

22　別紙２の別添２の６中「、社会保険庁長官、都道府県知事」を「、厚生労働省保険局、都道府県知事、地方厚生（支）局」に改める。

別紙２

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年３月30日保医発第0330008号）の一部改正について

１　別紙のⅡの第１の３中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。

２　別紙のⅡの第２の５を次のように改める。

５　「保険者番号」欄について

（１）　設定された保険者番号８桁（国民健康保険については６桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年８月７日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添２（以下「設定要領」という。）の（１）を参照）。

（２）　公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

３　別紙のⅡの第２の７（１）中「、船員保険被扶養者証」を削る。

４　別紙のⅡの第２の１１中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。」を「「１　職務上」、「２　下船後３月以内」又は「３　通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「１　職務上」及び「３　通勤災害」については、災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。」に改める。

（参考）

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年８月７日保険発第82号）の一部改正について

改　正　後	改　正　前
別紙１ Ⅱ　診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領 第１　診療報酬請求書（医科・歯科、入院・入院外併用）に関する事項（様式第１（１）） ３　「別記　　殿」欄について 保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。 （例）　別記　　全国健康保険協会理事長 千代田区長 東京都知事 ７　「医療保険」欄について （３）　入院外分の「療養の給付」欄については、「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「請求」の項の点数の合計を、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。なお、「一部負担金」欄は、在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料及び船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。）に係るものに限り記載すれば足りるものとすること。 第２の２　診療報酬請求書（医科・歯科）に関する事項（様式	別紙１ Ⅱ　診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領 第１　診療報酬請求書（医科・歯科、入院・入院外併用）に関する事項（様式第１（１）） ３　「別記　　殿」欄について 保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。 （例）　別記　　社会保険庁長官 千代田区長 東京都知事 ７　「医療保険」欄について （３）　入院外分の「療養の給付」欄については、「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「請求」の項の点数の合計を、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。なお、「一部負担金」欄は、在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料及び船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料に係るものに限り記載すれば足りるものとすること。 第２の２　診療報酬請求書（医科・歯科）に関する事項（様式

第８）

１　「後期高齢者医療」欄について

（２）　療養の給付の「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄、食事療養・生活療養の「件数」欄、「回数」欄、「金額」欄及び「標準負担額」欄については、第１の７の（２）及び（３）と同様であること。この場合、「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。）」とあるのは「高齢者医療確保法第69条第１項の規定に基づき減額された一部負担金」と読み替えるものであること。

第３　診療報酬明細書の記載要領（様式第２）

２　診療報酬明細書の記載要領に関する事項

（５）　「保険者番号」欄について

ア　設定された保険者番号８桁（国民健康保険については６桁）を記載すること（別添２「設定要領」の第１を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

イ　公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

（削除）

（表：削除）

（７）　「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について

ア　健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

第８）

１　「後期高齢者医療」欄について

（２）　療養の給付の「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄、食事療養・生活療養の「件数」欄、「回数」欄、「金額」欄及び「標準負担額」欄については、第１の７の（２）及び（３）と同様であること。この場合、７の（２）及び（３）中「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」とあるのは「高齢者医療確保法第69条第１項の規定に基づき減額された一部負担金」と読み替えるものであること。

第３　診療報酬明細書の記載要領（様式第２）

２　診療報酬明細書の記載要領に関する事項

（５）　「保険者番号」欄について

ア　設定された保険者番号８桁（国民健康保険については６桁）を記載すること（別添２「設定要領」の第１を参照）。

イ　船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下（５）において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。

ウ　前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

（表：略）

（７）　「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について

ア　健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

(12)　「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、「１　職務上」、「２　下船後３月以内」又は「３　通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「１　職務上」及び「３　通勤災害」については、災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後３月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「２　下船後３月以内」の番号を○で囲むこと。

なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分についてはそれぞれ１枚、入院分については、それぞれに係る診療が区分できない場合に限り職務上として１枚の診療報酬明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略号を記載することとしても差し支えないこと。

１　職上（職務上）、
２　下３（下船後３月以内）
３　通災（通勤災害）

(13)　「特記事項」欄について

記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。

ｺｰﾄﾞ	略号	内　　容
１５	経過	以下のいずれかに該当する場合 ①　公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、高齢者医療確保法第67条第１項第２号、健康保険法第74条第１項第３号及び第110条第２項第１号ニ、国民健康保険法第42条第１項第４号、国家公務員等共済組合法第55条第２項第３号及び第57条第２項第１号ニ、地方公務員等共済組合法第57条第２項第３号及び第59条第２項第１号ニ又は船員保険法第55条第１項第３号及び第76条第２項第１号ニに基づく一部負担金を負担することとなる70歳以上の高齢者（以下「現役並み所得者」という。）であって、平成18年８月から平成20年７月（高齢者医療確保法

(12)　「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、下船後３月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「２　下船後３月以内」の番号を○で囲むこと。

なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分についてはそれぞれ１枚、入院分については、それぞれに係る診療が区分できない場合に限り職務上として１枚の診療報酬明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略号を記載することとしても差し支えないこと。

１　職上（職務上）、
２　下３（下船後３月以内）
３　通災（通勤災害）

(13)　「特記事項」欄について

記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。

ｺｰﾄﾞ	略号	内　　容
１５	経過	以下のいずれかに該当する場合 ①　公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、高齢者医療確保法第67条第１項第２号、健康保険法第74条第１項第３号及び第110条第２項第１号ニ、国民健康保険法第42条第１項第４号、国家公務員等共済組合法第55条第２項第３号及び第57条第２項第１号ニ、地方公務員等共済組合法第57条第２項第３号及び第59条第２項第１号ニ又は船員保険法第28条ノ３第１項第３号及び第31条ノ２第２項第１号ニに基づく一部負担金を負担することとなる70歳以上の高齢者（以下「現役並み所得者」という。）であって、平成18年８月から平成20年７月（高齢者医

		又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が３割となる者については、平成18年９月から平成20年８月）までの間、入院又は入院外（在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。）に係る一部負担金が、一般の世帯（現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。）と同額の自己負担限度額を超えた場合 ② 高齢者医療確保法の施行に伴い、高齢者医療確保法第67条第１項第２号、健康保険法第74条第１項第３号及び第110条第２項第１号ニ、国民健康保険法第42条第１項第４号、国家公務員等共済組合法第55条第２項第３号及び第57条第２項第１号ニ、地方公務員等共済組合法第57条第２項第３号及び第59条第２項第１号ニ又は船員保険法第55条第１項第３号及び第76条第２項第１号ニに基づく一部負担金を負担することとなる70歳以上の高齢者（以下「現役並み所得者」という。）であって、平成20年８月から平成20年12月（高齢者医療確保法又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が３割となる者については、平成20年９月から平成20年12月）までの間、入院又は入院外（在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。）に係る一部負担金が、一般の世帯（現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。）と同額の自己負担限度額を超えた場合

(33) 「療養の給付」欄について

イ 医療保険（高齢受給者及び高齢受給者以外であって限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証又は特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾患医療受診券（特定疾患医療受給者証及び小児慢性特定疾患医療受診券にあっては、適用区分に所得区分の記載

		療確保法又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が３割となる者については、平成18年９月から平成20年８月）までの間、入院又は入院外（在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。）に係る一部負担金が、一般の世帯（現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。）と同額の自己負担限度額を超えた場合 ② 高齢者医療確保法の施行に伴い、高齢者医療確保法第67条第１項第２号、健康保険法第74条第１項第３号及び第110条第２項第１号ニ、国民健康保険法第42条第１項第４号、国家公務員等共済組合法第55条第２項第３号及び第57条第２項第１号ニ、地方公務員等共済組合法第57条第２項第３号及び第59条第２項第１号ニ又は船員保険法第28条ノ３第１項第３号及び第31条ノ２第２項第１号ニに基づく一部負担金を負担することとなる70歳以上の高齢者（以下「現役並み所得者」という。）であって、平成20年８月から平成20年12月（高齢者医療確保法又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が３割となる者については、平成20年９月から平成20年12月）までの間、入院又は入院外（在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。）に係る一部負担金が、一般の世帯（現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。）と同額の自己負担限度額を超えた場合

(33) 「療養の給付」欄について

イ 医療保険（高齢受給者及び高齢受給者以外であって限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証又は特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾患医療受診券（特定疾患医療受給者証及び小児慢性特定疾患医療受診券にあっては、適用区分に所得区分の記載

があるものに限る。）の提示があった者で高額療養費が現物給付された者に係るものを除く。）に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

（ア）　船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。

Ⅲ　歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第２　診療報酬請求書（歯科・入院外）の記載要領（様式第１(３)）

３　「別記　殿」欄について

保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

（例）　別記　全国健康保険協会理事長
千代田区長
東京都知事

６　「医療保険」欄について

（２）　「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「合計」欄の点数の合計を記載すること。

また、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。

ただし、「一部負担金」欄は、船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。）に係るものに限り記載すれば足りるものとすること。なお、「医保単独（七〇以上一般・低所得）」欄、「医保単独（七〇以上七割）」欄、「医保単独（本人）」欄、「医保単独（家族）」欄及び「医

があるものに限る。）の提示があった者で高額療養費が現物給付された者に係るものを除く。）に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

（ア）　船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。

Ⅲ　歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第２　診療報酬請求書（歯科・入院外）の記載要領（様式第１(３)）

３　「別記　殿」欄について

保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

（例）　別記　社会保険庁長官
千代田区長
東京都知事

６　「医療保険」欄について

（２）　「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「合計」欄の点数の合計を記載すること。

また、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。

ただし、「一部負担金」欄は、船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料に係るものに限り記載すれば足りるものとすること。なお、「医保単独（七〇以上一般・低所得）」欄、「医保単独（七〇以上七割）」欄、「医保単独（本人）」欄、「医保単独（家族）」欄及び「医保単独（六歳）」欄の「小計」欄にはそれぞれの合計を記載

保単独（六歳）」欄の「小計」欄にはそれぞれの合計を記載すること。

第２の２　診療報酬請求書（医科・歯科）の記載要領（様式第８）
１　「後期高齢者医療」欄について
（２）　「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄については、６の（２）と同様であること。この場合、６の（２）中「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。）」とあるのは「高齢者医療確保法第69条第１項の規定に基づく一部負担金の減額」と読み替えること。

第３　診療報酬明細書の記載要領（様式第３）
２　診療報酬明細書の記載要領に関する事項
（５）　「保険者番号」欄について
ア　設定された保険者番号８桁（国民健康保険については６桁）を記載すること（別添２「設定要領」の第１を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
イ　公費負担医療単独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

（削除）

（表：削除）
（７）　「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について
ア　健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。
　また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」

第２の２　診療報酬請求書（医科・歯科）の記載要領（様式第８）
１　「後期高齢者医療」欄について
（２）　「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄については、６の（２）と同様であること。この場合、６の（２）中「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」とあるのは「高齢者医療確保法第69条第１項の規定に基づく一部負担金の減額」と読み替えること。

第３　診療報酬明細書の記載要領（様式第３）
２　診療報酬明細書の記載要領に関する事項
（５）　「保険者番号」欄について
ア　設定された保険者番号８桁（国民健康保険については６桁）を記載すること（別添２「設定要領」の第１を参照）。

イ　船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下（５）において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。
ウ　前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。
（表：略）
（７）　「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について
ア　健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。
　また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」

欄の「被保険者番号」を記載すること。

(11)　「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、「１　職務上」、「２　下船後３月以内」又は「３　通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「１　職務上」及び「３　通勤災害」については、災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後３月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「２　下船後３月以内」の番号を○で囲むこと。なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分についてはそれぞれ１枚、入院分については、それぞれに係る診療が区分できない場合に限り職務上として１枚の明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することも差し支えないこと。

１　職上（職務上）
２　下３（下船後３月以内）
３　通災（通勤災害）

(31)　「一部負担金額」欄について

ア　船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。

Ⅳ　調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項

第１　調剤報酬請求書に関する事項（様式第４）

３　「別記　　殿」欄について

保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

（例）　別記　　全国健康保険協会理事長
千代田区長
東京都知事

第２　調剤報酬明細書の記載要領（様式第５）

欄の「被保険者番号」を記載すること。

(11)　「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ該当する番号を○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、下船後３月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「２　下船後３月以内」の番号を○で囲むこと。なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分についてはそれぞれ１枚、入院分については、それぞれに係る診療が区分できない場合に限り職務上として１枚の明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することも差し支えないこと。

１　職上（職務上）
２　下３（下船後３月以内）
３　通災（通勤災害）

(31)　「一部負担金額」欄について

ア　船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。

Ⅳ　調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項

第１　調剤報酬請求書に関する事項（様式第４）

３　「別記　　殿」欄について

保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

（例）　別記　　社会保険庁長官
千代田区長
東京都知事

第２　調剤報酬明細書の記載要領（様式第５）

2　調剤報酬明細書に関する事項

（５）「保険者番号」欄について

ア　設定された保険者番号８桁（国民健康保険については６桁）を記載すること（別添２「設定要領」の第１を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

イ　公費負担医療単独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

（削除）

（表：削除）

(11)　「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、「１　職務上」、「２　下船後３月以内」又は「３　通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「１　職務上」及び「３　通勤災害」については、災害発生時が平成２１年１２月３１日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後３月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「２　下船後３月以内」の番号を○で囲むこと。

なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、それぞれ１枚の明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。

１　職上（職務上）
２　下３（下船後３月以内）
３　通災（通勤災害）

別紙２

第２　診療録等の記載上の注意事項（共通）

３　「保険者番号」欄について

（１）　設定された保険者番号８桁（国民健康保険については

2　調剤報酬明細書に関する事項

（５）「保険者番号」欄について

ア　設定された保険者番号８桁（国民健康保険については６桁）を記載すること（別添２「設定要領」の第１を参照）。

イ　船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下（５）において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。

ウ　前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

（表：略）

(11)　「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、下船後３月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「２　下船後３月以内」の番号を○で囲むこと。

なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、それぞれ１枚の明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。

１　職上（職務上）
２　下３（下船後３月以内）
３　通災（通勤災害）

別紙２

第２　診療録等の記載上の注意事項（共通）

３　「保険者番号」欄について

（１）　設定された保険者番号８桁（国民健康保険については

6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。	6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。
（2） 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。	（2） 船員保険については、当該被保険者又は被保険者であった者（以下単に「被保険者」という。）及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。
（3） 月の途中において保険者番号の変更があった場合は「備考」欄に変更後の保険者番号を記載すること。	（3） 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりであること。
（表：削除）	（表：略）
4 「被保険者証・被保険者手帳」欄の「記号・番号」欄（処方せんにあっては、「被保険者証・被保険者手帳の記号・番号」欄）について 健康保険被保険者証、国民健康被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等（以下「被保険者証等」という。）の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の被保険者番号を記載すること。	4 「被保険者証・被保険者手帳」欄の「記号・番号」欄（処方せんにあっては、「被保険者証・被保険者手帳の記号・番号」欄）について 健康保険被保険者証、国民健康被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等（以下「被保険者証等」という。）の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の被保険者番号を記載すること。
別添2 保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領	別添2 保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領
4 保険者（市町村）別番号は、協会管掌健康保険にあっては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあっては厚生労働省保険局が、国民健康保険にあっては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあっては健康保険組合（社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。）ごとに地方厚生（支）局が、後期高齢者医療にあっては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療	4 保険者（市町村）別番号は、協会管掌健康保険にあっては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあっては社会保険事務所（地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあっては当該地方社会保険事務局を含む。）ごとに社会保険庁が、国民健康保険にあっては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあっては健康保険組合（社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含

養の給付にあっては各主管官庁が定める番号とする。	む。）ごとに地方厚生（支）局が、後期高齢者医療にあっては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあっては各主管官庁が定める番号とする。
6　保険者番号の管理は、厚生労働省保険局、都道府県知事、地方厚生（支）局、後期高齢者医療広域連合又は主管官庁において行うものとし、保険者番号の設定変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金及び当該保険者に対して速やかに連絡するものとする。ただし、国民健康保険にあっては、都道府県知事から所在地の国民健康保険団体連合会及び当該保険者に対して速やかに連絡するものとし、後期高齢者医療にあっては、後期高齢者広域連合から社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して速やかに連絡するものとする。	6　保険者番号の管理は、社会保険庁長官、都道府県知事、後期高齢者医療広域連合又は主管官庁において行うものとし、保険者番号の設定変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金及び当該保険者に対して速やかに連絡するものとする。ただし、国民健康保険にあっては、都道府県知事から所在地の国民健康保険団体連合会及び当該保険者に対して速やかに連絡するものとし、後期高齢者医療にあっては、後期高齢者広域連合から社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して速やかに連絡するものとする。

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年３月30日保医発第0330008号）の一部改正について

改　正　後	改　正　前
別紙 Ⅱ　請求書等の記載要領 第１　請求書に関する事項（様式第一関係） ３　「別記　　殿」欄について 保険者名、市町村（特別区を含む。）名及び公費負担者名を下記例のとおり「備考」欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。 〔例〕　別記　全国健康保険協会理事長 千代田区長 東京都知事	別紙 Ⅱ　請求書等の記載要領 第１　請求書に関する事項（様式第一関係） ３　「別記　　殿」欄について 保険者名、市町村（特別区を含む。）名及び公費負担者名を下記例のとおり「備考」欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。 〔例〕　別記　社会保険庁長官 千代田区長 東京都知事
第２　明細書に関する事項（様式第四） ５　「保険者番号」欄について （１）　設定された保険者番号８桁（国民健康保険については６桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年８月７日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添２（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。 （２）　公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。	第２　明細書に関する事項（様式第四） ５　「保険者番号」欄について （１）　設定された保険者番号８桁（国民健康保険については６桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年８月７日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添２（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。 （２）　船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下５において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。 （３）　前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。 （表：略）
（削除） （表：削除）	
７　「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について （１）　健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票	７　「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について （１）　健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶

及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。	養者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。
11　「職務上の事由」欄について 船員保険の被保険者については、「1　職務上」、「2　下船後3月以内」又は「3　通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1　職務上」及び「3　通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2　下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。 電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。 1　職上（職務上） 2　下3（下船後3月以内） 3　通災（通勤災害）	11　「職務上の事由」欄について 船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2　下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。 電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。 1　職上（職務上） 2　下3（下船後3月以内） 3　通災（通勤災害）

添付資料3

事　務　連　絡
平成２１年１２月２１日

日本医師会　　御中

社会保険診療報酬支払基金

「再審査等請求書」に係る記載方法の一部変更について（お願い）

平素は、支払基金の業務運営について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、船員保険法の改正による船員保険被保険者証に係る記号の数字化（数字のみ１０桁）に伴い、「再審査等請求書」の「記号」欄に係る記載方法について、下記のとおり変更することとしましたので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、基金支部を通じ各保険医療機関へお知らせいたしますことを申し添えます。

記

１　再審査等請求書

数字のみ１０桁の場合については、「記号」欄に先頭１桁目から８桁目を記載し、下２桁の記載は不要です。

２　再審査等請求書（ＯＣＲ読取用）

数字のみ１０桁の場合については、「記号」の「漢字・英・数・カナ混在」欄に先頭１桁目から８桁目を記載し、下２桁の記載は不要です。

３　記載例

「記号」欄に係る記載例については、別紙のとおりです。

医療

事　務　連　絡
平成２２年１月２１日

福岡県医師会　御中

福岡県社会保険診療報酬支払基金

「再審査等請求書」に係る記載方法の一部変更について

平素は、支払基金の業務運営について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、船員保険法の改正による船員保険被保険者証に係る記号の数字化（数字のみ１０桁）に伴い、「再審査等請求書」の「記号」欄に係る記載方法について、下記のとおり変更することとしましたので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、当方から各保険医療機関へお知らせいたしますことを申し添えます。

記

１　再審査等請求書

数字のみ１０桁の場合については、「記号」欄に先頭１桁目から８桁目を記載し、下２桁の記載は不要です。

２　再審査等請求書（ＯＣＲ読取用）

数字のみ１０桁の場合については、「記号」の「漢字・英・数・カナ混在」欄に先頭１桁目から８桁目を記載し、下２桁の記載は不要です。

３　記載例

「記号」欄に係る記載例については、別紙のとおりです。

福岡県医師会 受付 22.1.22 3780

（写）

事　務　連　絡
平成　年　月　日

保険医療機関　各位

福岡県社会保険診療報酬支払基金

「再審査等請求書」に係る記載方法の一部変更について

平素は、支払基金の業務運営について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、船員保険法の改正による船員保険被保険者証に係る記号の数字化（数字のみ１０桁）に伴い、「再審査等請求書」の「記号」欄に係る記載方法について、下記のとおり変更することとしましたので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

１　再審査等請求書

数字のみ１０桁の場合については、「記号」欄に先頭１桁目から８桁目を記載し、下２桁の記載は不要です。

２　再審査等請求書（ＯＣＲ読取用）

数字のみ１０桁の場合については、「記号」の「漢字・英・数・カナ混在」欄に先頭１桁目から８桁目を記載し、下２桁の記載は不要です。

３　記載例

「記号」欄に係る記載例については、別紙のとおりです。

別紙

「記号」欄の記載例

1　再審査等請求書の場合

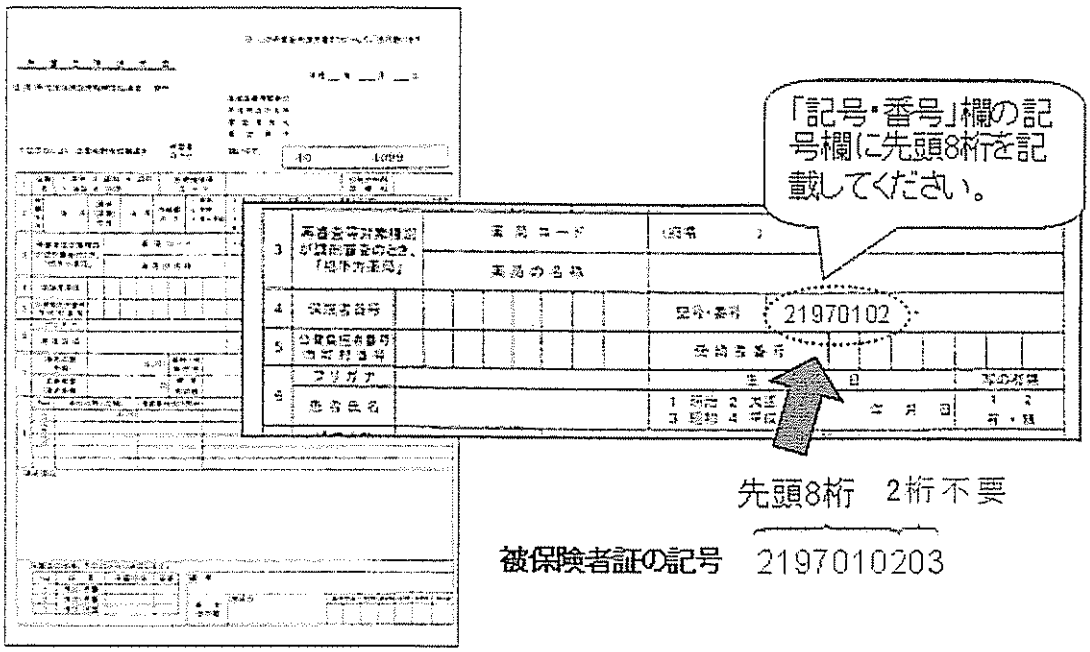

2　再審査等請求書（OCR読取用）の場合

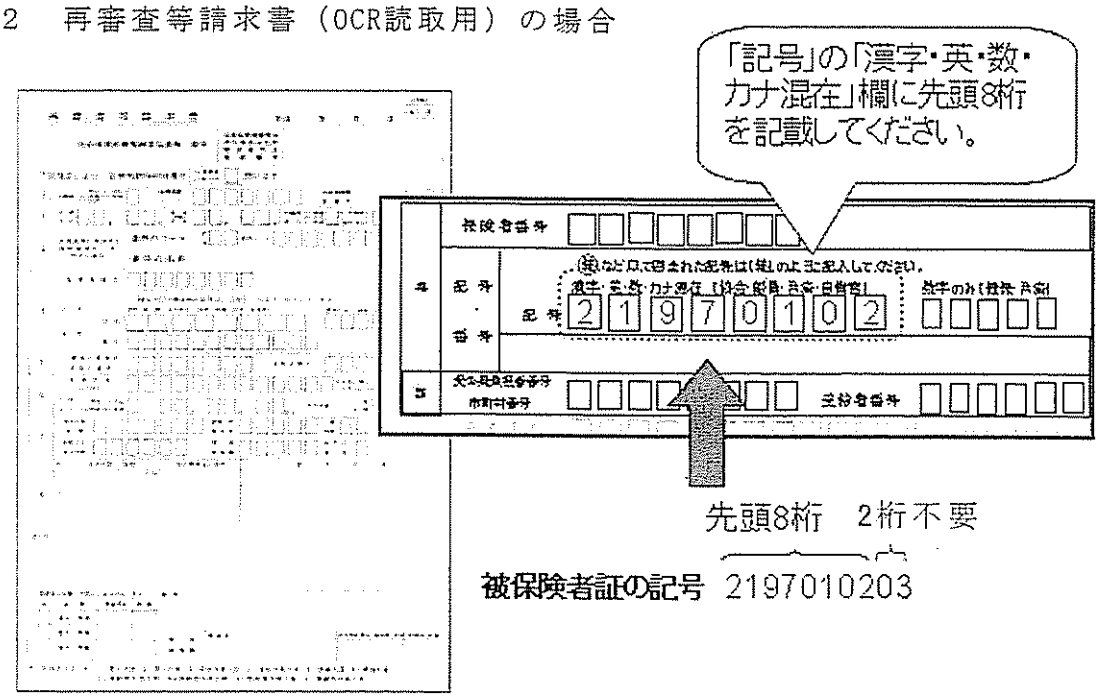

※　旧記号の場合は、従前どおり左詰めで記載願います。